



Newsletter

Global Japanese Practice
KPMG in Thailand

Global Japanese Practice タイニュースレター 2025年1月

BEPS 2.0「グローバルミニマム課税（最低税率15%）」の導入決定

お客様各位

新年明けましておめでとうございます。本年も引き続き何卒よろしくお願い申し上げます。

昨年末、かねてからタイ政府により法施行に向け議論が重ねられてきました、**BEPS 2.0における第2の柱「グローバルミニマム課税（最低税率15%）」**が、12月25日発行の官報（Royal Gazette）に緊急政令として掲載されましたのでお知らせいたします。

1. 「グローバルミニマム課税」とは

「グローバルミニマム課税」とは、連結売上高が7億5千万ユーロ以上（280億バーツ以上）の多国籍企業グループに適用される新しい税制です。当該企業グループが所在する国ごとに実効税率の判定を行い、その実効税率が最低税率として設定された「15%」に満たない場合には、満たない部分の所得を最終親会社側で課税するという制度です。これにより軽課税国に利益が移転されることを防ぎ、公平な競争環境を確保するための仕組みです。例えば、日本に最終親会社を持つタイ子会社がBOIなどの優遇税制を受けた結果、実効税率（原則として当期税金費用及び繰延税金費用÷税引前利益）が12%であった場合、その下回る部分の3%（15%に達するまでの金額）相当額を最終親会社の所得に上乘せし、日本で課税（トップアップ税）が行われます。

OECDのBEPS包括的枠組みの参加国は、OECDのモデルルールをもとに各国で法整備を進めており、日本では2024年4月1日以後に開始する事業年度から適用開始しており、日本から遅れること約1年、タイにおいても2025年1月1日以後開始事業年度から適用開始されることになりました。

II. 具体的な内容

今回の緊急政令では、OECDのモデルルールに沿った下表の3つのルールが定められることが明記されています。また、申告要件（納税者が最初の報告対象となる事業年度の終了日から18か月以内に申告し、トップアップ税を支払うことを求める）などの行政事項の詳細も含まれています。

IIR 所得合算ルール	軽課税国の子会社等にかかる実効税率と最低税率（15%）の差をトップアップ税として課税
UTPR 軽課税所得ルール	IIRによる課税が十分に実施できない場合、経済実体がある関係会社の所在国で課税
QDMTT 適格国内ミニマムトップアップ税	自国に所在する事業体の税負担が最低税率（15%）に至るまで課税

IIRは親会社で課税する仕組みですので、本緊急政令で影響があるのはタイに最終親会社が所在する企業グループになります。在タイ日系企業に影響があるのはQDMTTです。QDMTTは上記 I の例示でタイ子会社グループで合算し計算した実効税率が15%を下回った場合、親会社が所在する日本ではなく、タイで下回った部分を納税する仕組みです。

タイ子会社が連結グループ売上高が280億バーツ以上の企業グループに属している場合、今後具体的に対応すべきことは、タイ法人の実効税率が最低税率15%に達しているかどうかを計算し、計算結果に応じてタイ歳入局に対し、不足税額の申告・納付、通知等が必要になります。また、この計算は「国ごと」に行う必要があります。タイに複数の子会社がある場合には、すべての子会社の数値を合算して実効税率が最低税率15%に達しているかどうかを計算する必要があるため、計算がより煩雑になることが想定されます。また、投資奨励法（BOI）等の軽減税率を適用しておらずタイ法人税の法定税率の20%を適用している会社であっても、実効税率が最低税率を超えていることを確認し、タイ歳入局に通知する必要があるため、多くの在タイ日系企業の皆様の事務負担が増えることとなります。

KPMGのコメント

タイに先立って、日本では2024年4月1日以後に開始する事業年度から「グローバルミニマム課税」が適用開始されております。したがって、すでに日本の法令に基づいたグローバルミニマム課税対応をされている在タイ日系企業もあるかと思いますが、2025年度以降は**日本およびタイの両国の法令に基づいた対応**（特にタイにおけるQDMTTへの対応）**が必要**になってきますので、以下のような手順での準備が必要です。

- タイ子会社が連結グループ売上高280億バーツ以上の企業グループに属しているか否かの確認
- 日本のグローバルミニマム課税対応についてタイ子会社で対応しなければならないことの確認
- タイ子会社グループ単位での実効税率の確認
- タイ子会社グループ単位でのタイ歳入局向け財務開示要求内容、報告書記載内容の確認

詳細な対応方法については明らかになっておりませんが、今後コンプライアンス違反とならないためにも、外部の専門家を活用しながら、本グローバルミニマム課税対応を進めていくことを推奨します。なお、今後公表されるであろう詳細の内容もカバーしたグローバルミニマム課税に関するセミナーを2025年初旬に開催予定です。その際には多くの方と目にかかれまことを心待ちにしております。

KPMG 税務担当者

伊藤 進

ディレクター

E: sito1@kpmg.co.th



金澤 学

ディレクター

E: mkanazawa1@kpmg.co.th



[KPMG 日系企業支援サービスウェブサイト](#)

[過去のニュースレター一覧](#)

KPMG 日系企業サービス代表お問い合わせ先

gjp-marketing@kpmg.co.th

kpmg.com/th



[Privacy](#) | [Legal](#)

You have received this email from KPMG Phoomchai Holdings Co., Ltd. If you wish to unsubscribe from our mailing list,

please [click here to unsubscribe.](#)

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavor to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2025 KPMG Phoomchai Holdings Co., Ltd. a Thai limited liability company and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms

affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.